

**「国営沖縄記念公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見**

NO	要項案における該当箇所	ご意見	国営沖縄記念公園回答(案)
			ご意見
1	実施要項 P40	<p>本県を代表する観光施設である本國営公園において、過度な価格競争によって観光業従事者の雇用条件の悪化とならないよう、価格評価点の配点(30点)を縮小変更すべきではないか。 (意見に対する理由)</p> <p>現在、国においては労務単価を引き上げる政策が模索されており、本業務においても整合を図る必要がある。</p> <p>本県においては観光がリーディング産業となっており、観光業の労務単価引き上げが沖縄の振興面からも非常に重要である。</p> <p>特に、海洋博公園及び首里城公園は本県を代表する観光施設であることから、過度な価格競争により観光業従事者の雇用条件の悪化とならないようにすることで、国営公園が率先して県のリーディング産業である観光業従事者の雇用環境の改善を行っていく必要があるため。</p>	国営公園運営維持管理業務については、これまでの実施結果等を踏まえ、技術的な工夫の余地が大きい業務を多く含んでいることから総合評価の価格点:技術点の割合を1:2としているところです。
2	別紙 別紙-46 第35条	<p>共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等に、共同体の愛称が使用できるとある。</p> <p>これまで認められていなかったと認識しているが、今回より事業者の名称を使用できるように変更になったということか。</p> <p>また単独の事業者が本事業を実施する場合においても、当然同様に事業者の名称を使用できるということよいか。 (意見に対する理由)</p> <p>単独の事業者の扱いについて触れられていないため。</p>	単独の事業者が本事業を実施する場合においても、事業者の名称を使用できます。
3	別紙 別紙-51 第2条 (基本事項)	<p>公園管理にあたる職員の資質向上のため、受託定員以外の職員との代替あるいはローテーションを組んだ勤務体制とすることは可能か。 (意見に対する理由)</p> <p>公園管理技術は日進月歩で進化しており、講習会や研修への参加、国内外の機関との情報交換が重要になってきている。</p> <p>そのため、公園管理にあたる職員の資質向上を目的として、受託定員以外の職員との代替あるいはローテーションを組んだ勤務体制を可能とすることで、研修を受けた職員の公園勤務、受託職員の研修参加を実現し、職員の資質向上を図り、公園サービスを向上させる必要があるため。</p>	別紙461～465にも記載がありますように、複数の者を総括責任者として配置することはできません(総括責任者以外の業務責任者についても同様)。また原則、実施期間中専任となります。業務責任者の下に配置し、補佐するものについては、当該業務に精通したものを配置するものとし、予め承諾を得るものとしております。また、それ以外の業務実施体制の変更を行う場合についても、その都度協議が必要です。
4	別紙 別紙-56 第6条 (企画広報/管理水準) 3	<p>「参加・体験型の利用プログラム」の要件で「単に展示・舞台の見学や公園利用者が当日無料で参加できるプログラムは含まれない」とされているが、当日無料参加であっても参加人数が確実に把握できる行催事であれば、「参加・体験型の利用プログラム」としてよいか。 (意見に対する理由)</p> <p>国営公園における行催事として、幅広く気軽に参加できるプログラムも必要であると考えているため。</p> <p>植物のクラフトづくり(植物園)、熱帯ドリームセンターでの体験イベント(熱帯ドリームセンター)等において、事前告知は行ったうえで当日無料参加のプログラムとして実施している行催事もあるが、参加者数の確実な把握も行っており、限定する必要はないと考えるため。</p>	<p>当日無料参加であっても参加人数が確実に把握できる体験プログラムであれば該当する旨、個別仕様書(企画運営管理)に記載します。</p> <p>&lt;個別仕様書【企画運営管理】(下線部が修正)&gt;別紙-56 第6条</p> <p>3. 事業者は、「参加・体験型の利用プログラム」として、表1に示す開催日数、延べ参加者数の行催事を実施するものとする。「参加・体験型のプログラム」には、以下のいずれかの要件を満たす一定水準の行催事に限るものとし、単に<b>不特定多数の公園利用者が見学のみを行うプログラムは含まない</b>。</p> <p>1) 事前に実施を告知したり、または、参加募集を行い参加人数を確実に把握できる行催事。</p> <p>2) 実施に際し、材料費等の実費相当分等を参加者から徴収する行催事。</p>
5	別紙 別紙-168 第1条	<p>ビーチ売店、ビーチスナックは、利用者の状況に応じて稼働する裁量施設に位置づけるべきではないか。</p> <p>その上で、使用料の算定は当該施設の営業期間のみとすべきではないか。 (意見に対する理由)</p> <p>ビーチ売店、ビーチスナックは、夏場の利用が主となっており、利用実態に合わせた要件設定が望ましいため。</p>	ビーチ売店、ビーチスナックにつきましては、ビーチや施設利用者の利便性や公園利用者の利便性、安全性等に大きく関わる施設であると考えており、必須施設として考えております。使用料の算定につきましては、施設の使用期間に応じた算定に見直します。